

# 保安規定に定めるSA訓練等の日程調整 に関する事業者意見

2025年12月12日  
原子力エネルギー協議会

- 原子力事業者は、保安規定に基づき、重大事故の発生および拡大防止のために必要な訓練として、力量付与訓練、力量維持向上の訓練、成立性確認等の訓練（シーケンス訓練、大規模損壊訓練（以下、SA訓練等）を含む）を実施している。
- SA訓練等は、原子力規制検査（チーム検査）として本庁検査官立会いの下、実施していることから、実施プラントの日程重複を避けるため、事前に各社と原子力規制庁検査部門にてSA訓練等の実施時期を週単位で調整しているものの、実施時期調整後に事業者都合等により実際の訓練日程を変更する場合がある。

- SA訓練等の日程調整に関して、現状以下の懸念点がある。
- ・本庁検査官の出張移動や発電所への入構手続き等を考慮し、シナリオ検査、実訓練、検査後確認等の一連を休日を跨がずに同一週の月～金の中で設定することを基本としており、実訓練が火・水・木曜日に固定される。
  - ・訓練中の労働災害防止の観点から、荒天時（強風・雷等）の訓練延期が必要な場合には、本庁検査官の対応状況および他社訓練日程も考慮して再調整が必要であり、日程変更が困難。
  - ・今後、稼働プラントが増加すると、日程重複の可能性が増加※し、更に時期調整や日程変更が困難。
- ※合理的な発電所運営のために定検時期を避ける等の条件が増加することによる日程調整幅の減少に起因
- **SA訓練等の日程調整を柔軟に変更できるようにし、重大事故等対応要員の能力維持の活動状況についての検査が支障なく実施できるようにご検討頂きたい。**